

平成 28 年第 2 回定例会 （平成 28 年 8 月 25 日）

**桶川北本水道企業団  
議 会 会 議 録**

桶川北本水道企業団議会



# 平成28年第2回桶川北本水道企業団議会定例会会議録

## 目 次

招集告示	1
議事日程	2
第 1 号 (8月25日)	
出席議員	5
欠席議員	5
説明のための出席者	5
職務のため出席した者の職氏名	5
開会及び開議の宣告	6
議事日程の報告	6
諸報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
企業長の一般報告	7
企業長提出議案の上程、説明	8
監査委員の決算審査報告	25
一般質問	27
中村洋子君	27
新島光明君	33
北原正勝君	37
第6号議案に対する質疑、討論、採決	43
第7号議案に対する質疑、討論、採決	43
第8号議案に対する質疑、討論、採決	44
第9号議案に対する質疑、討論、採決	44
第10号議案に対する質疑、討論、採決	45
第11号議案に対する質疑、討論、採決	51

第12号議案に対する質疑、討論、採決	5 1
水道事業行政視察について	5 2
特定事件の閉会中の継続審査の申し出について	5 2
閉会の宣告	5 3

桶川北本水道企業団告示第27号

平成28年第2回桶川北本水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年8月18日

桶川北本水道企業団

企業長 小野 克典

1. 日 時 平成28年8月25日(木) 午前9時30分
2. 場 所 桶川北本水道企業団西庁舎大会議室

# 平成28年第2回桶川北本水道企業団議会定例会日程

## 議事日程

平成28年8月25日

1. 会議録署名議員の指名
2. 会期の決定
3. 企業長の一般報告
4. 企業長提出議案の上程、説明
5. 監査委員の決算審査報告
6. 一般質問
7. 議案の質疑、討論、採決
  - (1) 第6号議案  
専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について）
  - (2) 第7号議案  
専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について）
  - (3) 第8号議案  
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
  - (4) 第9号議案  
桶川北本水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
  - (5) 第10号議案  
平成27年度桶川北本水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
  - (6) 第11号議案  
平成28年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について
  - (7) 第12号議案  
監査委員の選任につき同意を求めることについて

8. 水道事業行政視察について
9. 特定事件の閉会中の継続審査の申し出について



## 平成28年第2回桶川北本水道企業団議会定例会

平成28年8月25日（木曜日）

### ○出席議員（10名）

1番	滝瀬光一君	2番	北原正勝君
3番	佐藤正廣君	4番	島村美貴子君
5番	工藤日出夫君	6番	中村洋子君
7番	島野和夫君	8番	新島光明君
9番	加藤正志君	10番	保坂輝雄君

### ○欠席議員（なし）

---

### ○説明のための出席者

企業長	小野克典君	副企業長	現王園孝昭君
監査委員	岡田忠君	事務局長	林博之君
事務局次長兼 給水課長	荒蒔政明君	総務課長	小高清隆君
業務課長	新井秋男君	施設課長	小島稔君
浄水課長	河野宏之君		

---

### ○職務のため出席した者の職氏名

書記	久保武	書記	中村正夫
----	-----	----	------

午前 9時43分 開 会

△開会及び開議の宣告

○議長（島野和夫君） 定足数に達しておりますので、平成28年第2回桶川北本水道企業団議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

△議事日程の報告

○議長（島野和夫君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしてありますので、ご了承願います。

---

△諸報告

○議長（島野和夫君） 日程に先立ちまして、議長より諸報告をいたします。

企業長より、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による平成27年度桶川北本水道企業団水道事業会計経営健全化の審査並びに平成27年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算繰越計算書及び継続費繰越計算書について報告がありました。報告書の写しを配付してありますので、ごらんいただきたいと思います。

---

△会議録署名議員の指名

○議長（島野和夫君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長より指名いたします。

3番 佐藤正廣 議員

4番 島村美貴子 議員

の両名を指名いたします。

---

△会期の決定

○議長（島野和夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（島野和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

---

△企業長の一般報告

○議長（島野和夫君） 日程第 3、企業長より一般報告について発言を求められておりますので、これを許可いたしたいと思えます。

企業長。

○企業長（小野克典君） おはようございます。

本日ここに平成28年第 2 回桶川北本水道企業団議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には残暑厳しい中ご参会を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

議案の提出に先立ちまして一般報告を申し上げます。

初めに、業務量について申し上げます。

平成28年 7 月末現在の給水人口は14万2,964人で、前年同月と比べて434人減少となっております。一方、給水世帯は、7 月末現在 6 万135世帯で、前年同月と比べて589世帯増加となりました。配水量は、4 月から 7 月までの 4 カ月間で535万2,508立方メートルとなっており、前年度と比較しますと 8 万8,175立方メートルの減少となりました。また、料金収入であります有収水量は486万6,506立方メートル、前年度と比較して 3 万4,549立方メートル、0.7%の減少となりました。この結果、有収率は90.9%となり、前年度と比較して0.8ポイント上昇しております。

次に、中丸浄水場出入り口用地の取得について申し上げます。

現在、中丸浄水場の出入り口については、東側、梅沢都市下水路を渡る 1 カ所となっております。災害に備えて複数化をするため、隣接する北本市所有の土地284.82平方メートルを購入するものです。平成28年 7 月 8 日付にて土地売買契約書が整い、契約締結したところでございます。

次に、ダイレクト型制限つき一般競争入札について申し上げます。

本年度も工事費1,000万円以上の工事を対象にダイレクト型一般競争入札を実施いたしました。6 月30日に16件、7 月26日に 1 件の開札を行い、最低制限価格の設定を適用し、各工事の落札候補者を決定して請負契約を締結いたしました。今後も入札方法について検討を重ね、実施していきたいと考えております。

次に、浄配水場色濁計整備並びに更新工事について申し上げます。

水質基準項目であります色度・濁度の監視につきましては、中央管理室において集中監視

しており、異常時における迅速対応を可能としておりますが、川田谷・加納浄配水場は測定機器の故障、中丸浄水場につきましては経年劣化が懸念される中、製造中止により部品の調達が極めて困難な状況となっております。水道水の安全はもとより、水質の常時監視の徹底を図るため、機器の修繕、更新を行うものでございます。

次に、石綿セメント管更新工事について申し上げます。

今年度の事業の内訳は、桶川市内6件、更新距離1,512.6メートル、北本市内6件、更新距離2,080.5メートルを予定しており、全て請負契約を締結しております。また、本年度の更新工事が竣工いたしますと、未更新距離は約1万1,100メートル、全管路延長に占めます割合は約2.7%となるところでございます。

次に、圏央道に伴う配水管布設工事について申し上げます。

前年度繰り越し工事3件のうち2件については工事が完了しており、残り1件については現在施工中でございます。圏央道関連工事につきましては、二ツ家交番前の一部の工事が未定となっております。引き続き国交省との協議を図りながら進めているところでございます。

以上をもちまして、企業団の主な事項につきましての一般報告とさせていただきます。

---

#### △企業長提出議案の上程、説明

○議長（島野和夫君） 続いて、日程第4、企業長より提出議案を一括上程いたします。

第6号議案から第12号議案を議題とし、提案理由の説明を企業長に求めます。

企業長。

○企業長（小野克典君） それでは、本日もご提案申し上げ、ご審議をいただきます議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

第6号議案 専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について）申し上げます。

本案は、人事院勧告を踏まえ、平成27年度の議会議員の期末手当の支給割合を0.1月引き上げたものでございます。平成28年3月7日、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同法第179条第3項の規定により報告し、その承認を求めるところでございます。

次に、第7号議案 専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について）申し上げます。

第6号議案と同様に、専決処分にて正副企業長の期末手当の支給割合を0.1月引き上げましたので、その承認を求めるものでございます。

次に、第8号議案 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、第9号議案 桶川北本水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

地方公務員法の一部改正に伴い、人事行政の運営等の状況に関する報告事項について、所要の改正を行うものであります。

次に、第10号議案 平成27年度桶川北本水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について申し上げます。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、利益剰余金について剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、あわせて同法第30条第4項の規定に基づき、決算について監査委員の審査意見書をつけて議会の認定をお願いするものであります。

次に、第11号議案 平成28年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

第2条は、収益的支出において、原水及び浄水費、配水及び給水費、受託工事費、業務費及び総係費に不足を生じたので、増額補正するものでございます。

第3条は、資本的支出において、建設改良費の原浄水設備改良費に不足を生じたので、増額補正をするものでございます。

第4条は、継続費の総額及び年割額を定めるものでございます。

第5条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものでございます。

第6条は、職員給与費に不足を生じたので、増額補正するものでございます。

次に、第12号議案 監査委員の選任につき同意を求めることについて申し上げます。

本案は、現監査委員、岡田忠氏の任期が9月1日をもって満了となりますが、引き続き同氏を監査委員に選任いたしたく、企業団規約第12条第2項の規定により同意を求めるものであります。

以上をもちまして、本定例会に提出いたしました議案の説明は終わりますが、事務局に補

足して説明をいたさせますので、何とぞ慎重審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（島野和夫君） 総務課長。

○総務課長（小高清隆君） おはようございます。

それでは、議案の補足説明をさせていただきます。

第6号議案 専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について）申し上げます。

本案は、人事院勧告を踏まえまして、平成27年度の議会議員の期末手当の支給割合を4月に遡及し0.1月引き上げたものでございます。構成市の1つであります北本市の平成28年3月定例会で議決後、年度内に支給するため、議会を開くいとまがないため、平成28年2月定例会の議会運営委員会にてご協議をいただきまして、専決処分とすることをご了承いただいたものでございます。

次に、第7号議案 専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について）申し上げます。

こちらも第6号議案と同様に、正副企業長の期末手当を4月に遡及し0.1月引き上げ、年度内に支給するため専決処分としたものでございます。

次に、第8号議案 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

第1条は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の趣旨を踏まえ、他の法令による給付との調整について整理したものでございまして、平成27年10月1日から適用するものでございます。

第2条は、地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、厚生年金保険法による傷病補償年金と障害厚生年金等が併給される場合の調整率を0.86から0.88に引き上げるものでございます。こちらは平成28年4月1日から適用するものでございます。

次に、第9号議案 桶川北本水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

地方公務員法の一部改正に伴い、人事行政の運営等の状況に関する報告事項について、職員の人事評価の状況の追加等を行うものでございます。

次に、第10号議案 平成27年度桶川北本水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算認

定について申し上げます。

こちらにつきましては、お手元に決算書及び参考資料を配付させていただいております。

初めに、決算書のほうからご説明申し上げます。

決算書につきましては、地方公営企業法の様式に従いまして作成いたしております。

剰余金の処分につきましては、地方公営企業法の規定に基づきまして利益剰余金の処分を行うため、議会のご議決をいただくものでございます。処分額等につきましては、決算書中の剰余金処分計算書（案）にてご説明申し上げます。

決算の認定につきましては、10ページの貸借対照表までとなりまして、そのほかの書類につきましては附属書類となっております。

決算書の2ページ、3ページをお開きいただきたいと思っております。

平成27年度桶川北本水道企業団水道事業決算報告書でございます。

(1) 収益的収入及び支出の収入でございます。

第1款水道事業収益、当初予算額が31億19万2,000円、補正といたしまして3,829万5,000円の減額補正をお願いいたしまして、予算額合計が30億6,189万7,000円で、対します決算額でございますが31億1,480万7,348円、予算額に比べ決算額の増減でございますが、5,291万348円予算を上回ったところでございます。

備考といたしまして、うち仮受消費税及び地方消費税でございますが、2億1,057万1,960円でございます。こちらの内訳でございますが、予算額合計から申し上げます。

第1項営業収益でございますが、予算額合計28億1,522万円に、対します決算額が28億6,113万1,804円、増減でございますが、4,591万1,804円予算を上回りました。

次に、第2項営業外収益でございますが、予算額合計2億2,791万2,000円に、対します決算額が2億3,490万4,309円、増減でございますが、699万2,309円予算を上回りました。

次に、第3項特別利益でございますが、予算額合計1,876万5,000円に、対します決算額が1,877万1,235円、増減でございますが、6,235円予算を上回りました。

次に、支出に移りまして、第1款水道事業費でございますが、当初予算額が27億8,135万2,000円、補正といたしまして3,605万9,000円の減額補正をお願いいたしまして、予算額合計が27億4,529万3,000円で、対します決算額が26億5,477万6,354円となりまして、不用額が9,051万6,646円でございます。

備考といたしまして、うち仮払消費税及び地方消費税ですが、1億648万1,308円でございます。こちらの内訳でございますが、同じく予算額合計から申し上げます。

第1項営業費用でございますが、予算額合計26億596万7,000円に、対します決算額が25億2,472万9,232円、不用額が8,123万7,768円でございます。

第2項営業外費用でございますが、予算額合計1億1,453万2,000円に、対します決算額が1億1,025万4,886円、不用額が427万7,114円でございます。

第3項特別損失でございますが、予算額合計1,979万4,000円に、対します決算額が1,979万2,236円、不要額が1,764円でございます。

第4項予備費でございますが、予算額合計500万円、決算額はございませんで、不用額500万円という内容でございます。

次に、4ページ、5ページでございますが、こちらは(2)といたしまして資本的収入及び支出でございます。収入のほうから申し上げます。

第1款資本的収入、当初予算額が1億7,910万4,000円、補正予算が1億248万1,000円の減額補正をお願いいたしまして、予算額合計7,662万3,000円に、対します決算額が7,128万7,678円、予算額に比べ決算額の増減でございますが、533万5,322円予算を下回ったところでございます。

備考で、うち仮受消費税及び地方消費税ですが、240万3,871円でございます。

こちらの内訳でございますが、予算額合計から申し上げますが、第1項の関係市負担金でございますが、予算額合計815万7,000円に、対します決算額が828万468円、増減でございますが、12万3,468円予算を上回ったところでございます。

第2項の工事負担金でございますが、予算額合計が3,083万1,000円に、対します決算額3,076万9,210円、増減でございますが、6万1,790円予算を下回ったところでございます。

第3項分担金でございますが、予算額合計3,763万5,000円に、対します決算額が3,223万8,000円、こちらの増減は539万7,000円予算を下回ったという内容でございます。

続きまして、支出でございますが、第1款の資本的支出、こちら当初予算額16億3,072万円、補正予算額が2億5,068万3,000円の減額補正をお願いいたしまして、地方公営企業法第26条による前年度からの繰越額7,230万6,000円を加えました予算額合計としまして14億5,234万3,000円でございます。対します決算額が10億3,991万8,334円、翌年度への繰越額として、法第26条による繰越額2億6,082万円、継続費逐次繰越額1億2,092万8,000円とございまして、不用額が3,067万6,666円となっております。

備考欄の、うち仮払消費税及び地方消費税でございますが、5,093万4,452円でございます。

こちらの内訳でございますが、第1項建設改良費、こちらの予算額合計で申し上げますが、

11億3,524万8,000円に、対しまして決算額が7億2,282万4,158円、こちら繰越額が3億1,748万8,000円となりまして、不用額が3,067万5,842円でございます。

第2項の企業債償還金でございますが、予算額合計が3億1,709万5,000円に、対します決算額3億1,709万4,176円ということで、不用額824円という内容でございます。

下の説明文でございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額9億6,863万656円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,824万5,348円、減債積立金3億1,709万4,176円及び過年度分損益勘定留保資金6億329万1,132円で補てんいたしたところでございます。

6ページにまいりまして、水道事業損益計算書、こちらは1会計期間の営業成績をあらわしております。

1の営業収益、こちら給水収益、受託工事収益、分担金、公共下水道負担金、その他営業収益の合計が26億5,056万8,146円、2の営業費用でございますが、原水及び浄水費、配水及び給水費、受託工事費、業務費、議会費、総係費、減価償却費、資産減耗費、こちらの合計が24億1,826万5,364円ということでございまして、営業利益が2億3,230万2,782円となります。

次に、3、営業外収益でございますが、受取利息及び配当金、他会計補助金、長期前受金戻入、雑収益の合計といたしまして2億3,489万6,096円、4の営業外費用、こちらは支払利息及び企業債取扱諸費、雑支出、こちらの合計が5,611万8,141円で、こちらの差し引きが1億7,877万7,955円となりまして、経常利益としましては4億1,108万737円でございます。

次に、5の特別利益が1,877万1,235円、6の特別損失が1,979万2,236円ございまして、差し引きマイナス102万1,001円となり、当年度純利益といたしましては4億1,005万9,736円となります。こちらに前年度繰越利益剰余金69万2,447円とその他未処分利益剰余金変動額3億1,709万4,176円を加えました当年度未処分利益剰余金が7億2,784万6,359円となるものでございます。

次に、7ページにまいりまして、水道事業剰余金計算書、こちらは1会計期間の資本の動きでございます。

初めに、資本金ですが、前年度末残高86億948万5,258円、前年度処分額としまして議会のご議決により40億8,462万3,318円を資本金へ組み入れいたしまして、当年度末残高が126億9,410万8,576円でございます。

次に、剰余金の資本剰余金、受贈財産評価額ですが、前年度末残高239万4,000円、こちら当年度変動額はございまして、当年度末残高も同額でございます。

次に、分担金ですが、前年度末残高7,101万8,046円、こちらも当年度変動額はございませんで、当年度末残高も同額でございます。

資本剰余金合計としましては、前年度末残高7,341万2,046円、当年度変動額がございませんで、当年度末残高も7,341万2,046円となったところでございます。

次に、下にまいりまして、利益剰余金の減債積立金ですが、前年度末残高6億569万1,074円、前年度処分額として2億5,500万円の積み立てがございまして、処分後残高が8億6,069万1,074円となり、当年度変動額として3億1,709万4,176円企業債償還に取り崩しを行いまして、当年度末残高が5億4,359万6,898円でございます。

次に、未処分利益剰余金ですが、前年度末残高43億4,031万5,765円、前年度処分額として2億5,500万円を減債積立金に積み立てし、40億8,462万3,318円を資本金へ組み入れたいしまして、処分後残高が69万2,447円、こちらに当年度変動額として減債積立金の企業債償還に伴う利益剰余金への振りかえとして3億1,709万4,176円、それと当年度純利益4億1,005万9,736円を加えました当年度末残高が7億2,784万6,359円でございます。

この結果、利益剰余金合計としましては、前年度末残高49億4,600万6,839円、前年度処分額40億8,462万3,318円減少し、当年度変動額4億1,005万9,736円増加いたしまして、当年度末残高が12億7,144万3,257円でございます。

資本合計としましては、前年度末残高が136億2,890万4,143円、当年度変動額4億1,005万9,736円増加いたしまして、当年度末残高は140億3,896万3,879円となったところでございます。

次に、8ページにまいりまして、水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

（案）となっておりますが、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、利益剰余金の処分につきましては条例で定めるか議会のご議決が必要となるため、決算の認定とあわせて未処分利益剰余金を減債積立金及び資本金に処分するためのご議決をお願いするものでございます。

当年度未処分利益剰余金といたしまして7億2,784万6,359円、このうち減債積立金に4億1,000万円を積み立て、資本金へ3億1,709万4,176円組み入れたいしまして、翌年度繰越利益剰余金が75万2,183円となるものでございます。

次に、9ページにまいりまして、水道事業貸借対照表、こちら平成28年3月31日現在の財政状況をお示ししているものでございます。

まず、資産の部でございます。

1の固定資産として、(1)有形固定資産、こちらは土地、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具器具及び備品、建設仮勘定とございまして、有形固定資産の合計が187億129万1,997円となります。(2)の無形固定資産でございまして、電話加入権、施設利用権で、こちら無形固定資産の合計ですが36万5,803円。それと、(3)投資といたしまして、投資有価証券でございまして2億円。これらの合計、固定資産合計でございまして、189億165万7,800円となるところでございます。

次に、2の流動資産でございまして、(1)現金預金27億4,322万7,456円、(2)未収金、こちらは貸倒引当金を除きまして2億4,965万696円、(3)貯蔵品450万200円、(4)有価証券2億1万3,000円、(5)前払金1億1,960万円、(6)保管預り保証金260万円となりまして、流動資産合計で33億1,959万1,352円でございます。

固定資産の合計と流動資産の合計、資産合計といたしましては222億2,124万9,152円となります。

次に、10ページでございまして、負債の部でございます。

3、固定負債、(1)企業債、建設改良費等の財源に充てるための企業債といたしまして13億5,675万7,082円、(2)の引当金、修繕引当金、退職給付引当金でございまして、合計で3億8,016万円となり、固定負債合計としまして17億3,691万7,082円でございます。

次に、4の流動負債、(1)企業債、建設改良費等の財源に充てるための企業債といたしまして3億1,558万4,353円、(2)未払金3億9,620万779円、(3)下水道使用料1億1,028万4,605円、(4)預り保証金260万円、(5)引当金、賞与引当金として2,347万5,000円、(6)その他流動負債で356万2,889円となりまして、流動負債合計で8億5,170万7,626円でございます。

次に、5、繰延収益でございまして、(1)長期前受金が94億3,312万7,987円、こちらから(2)収益化累計額38億3,946万7,422円を引きまして、繰延収益合計で55億9,366万565円でございます。

負債の合計といたしましては81億8,228万5,273円でございます。

次に、資本の部に移りまして、こちらは7ページの剰余金計算書でご説明した内容でございまして、下から2行目の資産合計といたしましては140億3,896万3,879円となりまして、これらの負債と資本を合計いたしますと222億2,124万9,152円となりまして、これは前ページの資産の合計と一致しているところでございます。

次に、11ページからは決算の附属書類となります。

これ以降は、主なところのご説明とさせていただきます。

初めに、水道事業報告書でございます。

1の概況、(1)総括事項といたしまして、ア、給水の状況でございますが、本年度における給水人口は14万3,128人で、前年度に比べ477人、0.3%減少し、給水世帯は5万9,965世帯で、前年度に比べ541世帯、0.9%増加となりました。配水量は1,634万3,845立方メートルで、前年度に比べ13万9,768立方メートル、0.9%増加し、一日最大配水量は5万1,669立方メートルとなりました。また、有収水量は前年度に比べ17万5,887立方メートル、1.2%増加の1,470万8,742立方メートルとなり、その結果、有収率は前年度に比べ0.3ポイント上昇の90.0%となりました。

次に、イ、建設改良の状況ですが、建設工事は口径75ミリの配水管を53.2メートル布設しました。改良工事は、石綿セメント管更新事業として、口径75ミリから350ミリまでの配水管を3,314.8メートル更新しました。当年度配水管布設工事は合計4,692.2メートル実施し、延長累計は39万7,121.4メートルとなりました。

次に、ウ、収益的収支の状況につきましては、後ほど18、19ページのほうでご説明を申し上げますので、ご省略をさせていただきます。

次に、エ、資本的収支の状況でございますが、こちらは先ほど4ページ、5ページの資本的収入及び支出で申し上げた内容となっておりますので、こちらもご省略をさせていただきます。

次に、17ページまでまいりまして、3の業務、(1)業務量、こちら11ページの給水の状況と重複いたしますので、主なところで申し上げますと、総人口が平成27年度、14万3,110人、前年度と比較いたしまして460人、0.3%の減少となっております。普及率は99.6%で変わらずでございます。給水件数でございますが、6万540件ということで、34件、0.1%ほど増加いたしております。

次に、配水状況でございますが、配水量の内訳といたしまして、自己水でございますが351万5,994立方メートルで、比較は7万1,339立方メートル、2.1%の増加でございます。県水受水でございますが、1,282万7,901立方メートル、比較が6万8,429立方メートル、0.5%増加でございます。この結果、県水受水割合は78.5%ということで、0.2ポイント下降しております。

一日最大配水量、一日最小配水量は前年度より増加となりまして、一日平均配水量も4万4,655立方メートルで、260立方メートル、0.6%増加となっております。

一番下段に記載してございます供給単価でございますが、169円55銭、給水原価が151円70銭ということで、原価を17円85銭と大きく上回った状況でございますが、こちらの理由につきましては後ほど参考資料にてご説明申し上げます。

次に、18ページにまいりまして、先ほど収益的収支の状況でご省略した内容でございますが、(2)事業収入に関する事項といたしまして、前年度との比較でございます。

比較の部分で申し上げますと、営業収益ですが、878万1,010円、0.3%の増収でございます。

内訳でございますが、給水収益で3,926万2,890円、1.6%の増収となっております。有収水量で17万5,887立方メートル増加、また供給単価も65銭上昇しましたことが要因でございます。

次に、受託工事収益でございますが、26万1,420円、1.2%の減収となっております。こちらは主に給水工事収益で、公共下水道工事に伴う移設工事や検査手数料収入が減少し、減収となっております。

次に、分担金でございますが、3,085万6,000円、30.7%の減収となっております。平成27年度は前年度より件数で140件減少、また75ミリ以上の分担金収入もございませんで、減収でございます。

次に、公共下水道負担金でございますが、139万5,888円、2.3%の増収となっております。こちら負担金対象調定件数が増加し、負担金単価も前年度よりわずかに上昇し、増収でございます。

次に、その他営業収益でございますが、76万348円、20.3%の減収でございます。こちらは主に雑収益で軽微な配水管等の切り回し工事が減少し、減収となっております。

次に、営業外収益でございますが、1,932万8,867円、7.6%の減収でございます。

内訳としまして、受取利息及び配当金、こちら7,841円、0.4%の減収、こちらは主に大口定期預金や国債等の利息収入でございます。

次に、他会計補助金39万円、16.9%の減収でございますが、こちらは前年度の児童手当支給に対します両市からの負担金でございます。

次に、長期前受金戻入2,045万8,807円、8.5%の減収でございますが、除却分の長期前受金戻入で減少となっております。

次に、雑収益152万7,781円、17.8%の増収でございますが、こちらは主に水道メーター下取り額の増加によるものでございます。

次に、特別利益でございますが、4億87万6円、95.5%の減収でございます。

内訳といたしまして、過年度損益修正益1,877万1,235円、皆増でございますが、除却漏れとなっておりました資産の除却処理により生じました長期前受金戻入でございます。

その他特別利益4億1,964万1,241円、皆減でございますが、昨年度は会計制度変更に伴い、修繕引当金の取り崩しを行ったものでございます。

合計といたしまして4億1,141万7,863円、12.4%の減収でございます。

次に、(3)事業費に関する事項でございますが、こちらも比較の部分で申し上げます。

営業費用でございますが、1,717万6,060円、0.7%の減少となっております。

内訳でございますが、原水及び浄水費で1,544万8,284円、1.4%の減少となっております。こちらは主に修繕費、動力費の減少によるものでございます。

次に、配水及び給水費2,590万5,818円、10.2%の増加でございますが、こちらは主に給与費、修繕費の増加によるものでございます。

次に、受託工事費でございますが、115万9,039円、4.9%の減少となっておりますが、こちらは公共下水道工事に伴う移設工事の減少が主な要因でございます。

次に、業務費でございますが、684万8,307円、5.4%の増加でございますが、こちらは主に給与費の増加によるものでございます。

議会費が22万7,097円、5.0%の増加となっております。

次に、総係費でございますが、33万1,313円、0.2%の減少でございます。

次に、減価償却費3,029万6,019円、4.4%の増加でございますが、主に構築物、機械及び装置、工具器具及び備品で増加となっております。

次に、資産減耗費6,351万4,665円、70.4%の減少でございますが、こちらは配水管や浄水場設備の除却費の減少によるものでございます。

次に、営業外費用ですが、1,277万494円、18.5%の減少でございます。

こちらの内訳といたしまして、支払利息及び企業債取扱諸費1,190万7,498円、17.8%減少しておりますが、こちらは企業債の償還が進み、支払利息の減少でございます。

次に、雑支出86万2,996円、43.7%の減少でございますが、主に控除対象外消費税が減少でございます。

次に、特別損失ですが、2億9,477万8,051円、93.7%の減少でございます。

内訳といたしまして、過年度損益修正損1,979万2,236円、皆増でございますが、除却漏れ資産の除却費用でございます。

次に、その他特別損失 3 億1,457万287円、皆減でございますが、昨年度は会計制度の変更に伴いまして、過年度の期間に該当する費用を引当金として積み上げるため、特別損失にて計上いたしました。合計としまして 3 億2,472万4,605円、11.5%の減少でございます。

次に、22ページのほうにまいりまして、こちらはキャッシュ・フロー計算書でございます。こちらは 1 会計期間における現金及び預金の増加及び減少を、それぞれ業務活動、投資活動及び財務活動の 3 つに区分してあらわしたものとなっております。

23ページが一番下にございます資金の期首残高、期末残高は、平成26年度及び平成27年度の貸借対照表の現金及び預金の額と一致したものとなっております。国債での資金運用が難しい状況のため、資金残高が 3 億275万1,376円ほど増加となっております。

次に、28ページ、29ページのほうにまいりまして、先ほど貸借対照表等でご説明申し上げました固定資産の明細ということで、(1)有形固定資産の明細書、当年度増加額、減少額、当年度末現在高、それに減価償却累計額の状況、それに伴います年度末償却未済高ということで、貸借対照表上の数字と一致してございます。(2)は、無形固定資産の明細でございます。

下段に移りまして、企業債明細書でございますが、平成27年度は財務省財政融資資金 1 件と地方公共団体金融機構 2 件の借り入れが償還終了となっております。新規借り入れはございませんで、償還の状況が31ページまでにわたって記載してございます。31ページ左下の未償還残高でございますが、16億7,234万1,435円となったところでございます。

以上で決算書のほうの説明は終わりとさせていただきます。

次に、決算書参考資料の説明をさせていただきます。

2 ページをお開きいただきたいと思います。

2 ページの 1、平成27年度決算の概要といたしまして、(1)供給単価及び給水原価、有収水量 1 立方メートル当たりの販売単価である供給単価、そして製造する原価である給水原価、こちらは供給単価が原価を17円85銭上回るという状況でございます。こちらは、平成27年度より、給水原価を算出するに当たり、原価構成費用から長期前受金戻入額を控除することとしたため、原価が大きく下がったものでございます。

(2)の総収益対総費用の比率でございますが、当年度は1.2ポイント下降いたしまして116.4%という状況でございます。

(3)の有収率でございますが、0.3ポイント上昇いたしまして90.0%という結果となりました。

2の業務の状況でございますが、上段は桶川市、北本市、区域外ごとの給水人口をお示し  
してございます。下段の一人一日当たり使用水量は281リットルとなりまして、前年度比4  
リットル増加という内容でございます。

次に、3ページ、3の収益的収支の状況でございますが、こちらは次のページの予算、決  
算対比表のほうでご説明申し上げますので、ご省略をさせていただきます。

4ページ、5ページにまいりまして、予算、決算対比表でございます。

まず、収入でございますが、こちら増減額で申し上げますと、水道事業収益が5,291万348  
円予算を上回りまして、収入率が101.7%となったところでございます。

営業収益といたしましては、4,591万1,804円予算を上回りまして、収入率101.6%でご  
います。内訳といたしまして、給水収益でございますが、先ほども申し上げましたように、  
有収水量の増加によりまして5,522万968円予算を上回りまして、収入率は102.1%、受託工  
事収益は46万9,360円予算を下回りまして、収入率98.0%、分担金は予算を1,259万4,000円  
下回りまして、収入率85.7%となりました。公共下水道負担金でございますが、273万7,698  
円予算を上回りまして、収入率104.2%、その他営業収益は101万6,498円予算を上回りまし  
て、収入率151.0%ということでございます。

営業外収益といたしましては、合計で699万2,309円予算を上回りまして、収入率103.1%  
でございます。内訳といたしまして、受取利息及び配当金は22万5,612円予算を上回りま  
して、収入率111.3%、他会計補助金は予算と同額で収入率100.0%、長期前受金戻入は276  
万4,279円予算を上回りまして、収入率101.3%、雑収益でございますが、400万2,418円予算  
を上回りまして、収入率165.6%となったところでございます。

次に、特別利益、過年度損益修正益ですが、6,235円予算を上回りまして、収入率100.0%  
でございます。

次に、支出でございますが、不用額で申し上げますと、水道事業費、不用額9,051万6,646  
円、執行率96.7%でございます。

営業費用といたしましては、不用額8,123万7,768円、執行率96.9%でございます。

内訳といたしまして、原水及び浄水費でございますが、不用額3,678万4,905円、執行率  
96.9%でございます。主に修繕費、動力費、受水費で不用となっております。

配水及び給水費は不用額1,467万2,800円、執行率95.2%でございます。こちらは修繕費、  
路面復旧費等の不用でございます。

受託工事費でございますが、こちら不用額95万1,762円、執行率96.0%となっております。

主に路面復旧費で不用となっております。

業務費は不用額201万7,050円、執行率98.6%ということで、こちらは給与費や印刷製本費等の不用によるものでございます。

議会費は不用額94万4,533円、執行率83.8%でございます。

総係費でございますが、不用額587万3,072円、執行率96.6%でございます。こちらは主に給与費や備用品費、燃料費、印刷製本費、退職手当負担金等の不用でございます。

減価償却費は不用額540万7,177円、執行率99.2%でございます。

資産減耗費は不用額1,458万6,469円、執行率64.7%でございますが、予定していた工事の繰り越し等により不用額が大きくなったところでございます。

次に、営業外費用でございますが、不用額427万7,114円、執行率96.3%ということで、内訳といたしまして、支払利息及び企業債取扱諸費が不用額150万5,106円、執行率97.3%でございます。

消費税は不用額198万4,400円、執行率96.5%、雑支出が不用額78万7,608円、執行率40.4%でございます。

次に、特別損失、過年度損益修正損でございますが、不用額1,764円、執行率100.0%という内容でございます。

予備費につきましては、予算の執行がございまして、全額不用額となっております。

次に、6ページにまいりまして、(2)の費用構成表、こちらはただいまの水道事業費用の税抜き決算額を予算の節別の項目にて集計したものでございます。前年度と比較しますと、主に給与費、委託料が増加し、動力費、退職手当負担金、支払利息及び企業債取扱諸費、減価償却費、資産減耗費が減少いたしておりますが、減価償却費がこの表で大きく減少しておりますのは、給水原価を算出するため、減価償却費から長期前受金戻入額を控除したことによります。

小計に受託工事費、不用品売却原価と長期前受金戻入額を加えました経常費用計では2,994万6,000円の支出減となっております。こちらに特別損失を加えました合計としましては、3億2,472万4,000円の支出減となっております。

次に、7ページにまいりまして、資本的収支の状況でございます。こちらは次の8ページで予算、決算対比表がございまして、そちらでご説明申し上げますので、こちらの文章についてはご省略をいたしますが、下のほうに記載してございますのは翌年度への繰り越し工事の内訳でございます。圏央道関連工事が3件で2億6,082万円、継続費で中央管理室制

御設備更新が1億2,092万8,000円となっております。

8ページ、9ページにまいりまして、(1) 予算、決算対比表といたしまして、初めに収入でございますが、こちらは増減額、収入率を申し上げさせていただきます。

資本的収入でございますが、533万5,322円予算を下回りまして、93.0%の収入率でございます。

内訳といたしまして、関係市負担金でございますが、こちらは消火栓設置に対します両市からの負担金収入でございますが、12万3,468円予算を上回りまして、収入率101.5%でございます。

次に、工事負担金でございますが、こちら6万1,790円予算を下回りまして、収入率99.8%、こちらは圏央道や両市の公共下水道、土地区画整理事業から依頼を受けました工事への負担金収入でございます。

次に、分担金でございますが、予算に対しまして決算額が539万7,000円ほど下回りまして、収入率85.7%でございます。

次に、支出でございますが、こちらは不用額、執行率を申し上げます。

資本的支出は、翌年度への繰越額3億8,174万8,000円ございまして、不用額3,067万6,666円、執行率が97.9%となりました。

建設改良費でございますが、不用額3,067万5,842円、執行率97.3%ということで、内訳といたしまして、石綿セメント管更新事業費で177万9,169円、執行率99.5%でございます。

次に、配水設備費、不用額1,181万7,670円、93.8%の執行率でございますが、こちらは主に工事費と土地区画整理事業への負担金で不用額が生じたものでございます。

次に、配水支管整備費でございますが、不用額5万3,800円、執行率99.9%でございます。

次に、工事請負費、不用額887万5,770円、94.8%の執行率でございますが、こちらは主に圏央道関連工事において落札率による不用額が生じたものでございます。

次に、原浄水設備改良費ですが、不用額72万7,200円、99.4%の執行率でございます。

次に、配水設備改良費、不用額10万8,400円、99.9%の執行率でございます。

次に、事務費でございますが、不用額682万3,851円、84.4%の執行率でございますが、JR軌道下の地盤改良工事に対します負担金支出が当初見込みより減少いたしまして、不用額が生じたものでございます。

営業設備費は、不用額48万9,982円、75.1%の執行率でございます。

企業債償還金につきましては予算どおり執行されまして、不用額824円、執行率100.0%と

なっております。

次に、12ページにまいりまして、(3)比較資本的収入支出、こちらは前年度と税込み額、税抜き額を比較したものでございます。税抜き額で申し上げます。

資本的収入でございますが、関係市負担金が前年度に比べまして287万7,456円、25.8%の減収でございます。

次に、工事負担金ですが、1億617万2,704円、77.5%の減収でございます。圏央道関連工事が減少となりまして、大きく減収でございます。

次に、分担金でございますが、1,333万2,000円、30.9%の減収でございます。合計といたしまして1億2,238万2,160円、64.0%の減収でございます。

次に、資本的支出の状況でございます。

建設改良費でございますが、2億9,737万5,905円、30.7%減少しております。

内訳といたしまして、石綿セメント管更新事業費、こちらが3,464万2,968円、10.7%の増加でございます。

次に、配水設備費でございますが、7,238万1,800円、56.6%の減少でございますが、圏央道関連工事や道路改良工事等に合わせた新規布設工事が減少となっております。

次に、配水支管整備費ですが、2,266万760円、46.2%の増加でございます。

次に、工事請負費ですが、9,358万5,200円、66.4%の減少となっておりますが、こちらは圏央道関連工事の減少によるものでございます。

次に、原浄水設備改良費ですが、1億1,563万円、92.5%の減少でございますが、前年度は取水井の掘りかえを行いました。今年度は大きな工事がなく、大きく減少となっております。

次に、配水設備改良費ですが、1,688万6,000円、15.5%の減少でございます。

次に、事務費ですが、1,065万4,283円、23.1%の減少でございます。

次に、営業設備費4,554万2,350円、96.9%の減少でございますが、前年度は電算機の更新がございましたが、今年度は大きな支出がなく減少となっております。

企業債償還金につきましては999万2,492円、3.1%の減少となっております。

合計といたしまして3億736万8,397円、23.7%の減少でございます。

その下の補てん財源の状況につきましては、先ほど決算書のほうで申し上げました不足額を補てんした内容となっております。

次に、14ページにまいりまして、5の繰入金の状況でございますが、両市からの繰出基準

に基づいた繰入金でございまして、消火栓の維持管理や設置費用、前年度支給の児童手当に対します負担金が繰り入れとなっております。

6の供給単価及び給水原価の状況は、先ほど申し上げたとおりの内容でございまして、給水原価の比較を見ますと、主に減価償却費、資産減耗費で下降したことにより、給水原価が17円70銭の下降となっております。

次に、18ページのほうにまいりまして、こちらは比較貸借対照表で、資産及び負債資本の項目別に前年度と対比させたものでございます。19ページの6、資本金と、7の(2)のロ、当年度未処分利益剰余金が大きく変動しておりますのは、平成26年度に会計制度が変わり、生じた未処分利益剰余金の大部分を資本金に組み入れたことによるものでございます。

資産の合計及び負債資本の合計につきましては、前年度より7,248万6,187円、0.3%の増加となっております。

以上で第10号議案の補足説明を終わらせていただきます。

次に、第11号議案 平成28年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算(第1号)について申し上げます。

補正予算書をごらんいただきたいと思います。

初めに、1ページでございしますが、第2条、第3条の補正科目につきましては、企業長が提案理由で申し上げたものでございます。

補正額の内訳につきましては、次の予算実施計画で申し上げます。

なお、第3条は、補正によりまして予算第4条本文括弧書き中に記載の資本的収支の不足額及び補てん財源額に変更がありましたので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額12億1,258万3,000円を12億8,170万3,000円に、消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,164万6,000円を6,673万9,000円に、過年度分損益勘定留保資金8億3,535万2,000円を8億9,937万9,000円に改めるものでございます。

2ページにまいりまして、第4条でございしますが、継続費といたしまして、中丸浄水場非常用自家発電設備更新工事について、総額及び年割額を定めたものでございます。

第5条は、債務負担行為をすることができる事項として、複写機の賃貸借について期間及び限度額を定めたものでございます。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、(1)職員給与費でございしますが、給与制度改革により不足額が生じたので、2,039万2,000円増額し、3億3,988万6,000円とするものでございます。

次に、3ページにまいりまして、補正予算実施計画でございます。

予算科目で款、項、目となっております目の科目で申し上げてまいります。

初めに、収益的収入及び支出の支出でございます。

こちらは全て給与費の補正でございます。営業費用の原水及び浄水費で229万5,000円増額し、11億8,756万6,000円、配水及び給水費で1,368万円増額し、3億3,414万4,000円、受託工事費で67万8,000円増額し、2,728万9,000円、業務費で159万1,000円増額し、1億4,811万8,000円、総係費で214万8,000円増額し、1億6,849万8,000円とするものでございます。

次に、資本的収入及び支出の支出でございますが、原浄水設備改良費において平成28年度から2カ年にて中丸浄水場非常用自家発電設備更新工事を行うため、平成28年度分の年割額6,912万円を増額し、1億7,329万2,000円とするものでございます。

次に、4ページにまいりまして、継続費に関する調書でございますが、中丸浄水場非常用自家発電設備更新工事について、平成28年度から平成29年度までの2カ年の年割額、財源内訳、支払義務発生額、進捗率等について定めたものでございます。

次に、債務負担行為に関する調書でございますが、複写機賃貸借について、限度額、支払義務発生予定額、財源について定めたものでございます。

次に、5ページから6ページは予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、資金期末残高を21億7,668万1,000円と予定したところでございます。

以上で第11号議案の補足説明を終わらせていただきます。

次に、第12号議案につきましては、企業長の提案理由の説明で申し上げたとおりでございますので、ご省略をさせていただきます。

以上をもちまして補足説明を終わりにさせていただきます。よろしく願いいたします。

---

#### △監査委員の決算審査報告

○議長（島野和夫君） 日程第5、監査委員に決算審査報告を求めます。

岡田監査委員。

○監査委員（岡田 忠君） おはようございます。監査委員の岡田です。

決算審査報告を申し上げます。

お手元の意見書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成27年度桶川北本水道企業団水道事業会計決算審査意見書

第1、審査の概要

1、審査の対象 平成27年度桶川北本水道企業団水道事業会計決算

2、審査日 平成28年7月11日、月曜

3、審査の手続 決算審査に当たっては、企業長から提出された決算書類が水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計帳票及び証拠書類との照合等のほか、必要と認める審査手続を実施した。

さらに、水道事業の経営内容を把握するため、計数の分析を行い、経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として考察した。

## 第2、審査の結果

### 1、決算諸表について

審査に付された決算諸表は、関係法令に準拠して作成されており、水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められる。

### 2、経営状況について

(1) 経営成績及び5ページにございます(2)財政状態、そして7ページからの(3)建設改良工事については説明を省略させていただきまして、まことに恐縮ですが、8ページの第3、総論に移らせていただきます。

## 第3、総論

### 1、収益的収支について（消費税抜き）

総収入は前年度と比較して4億1,141万7,863円減収となった。これは、分担金、長期前受金戻入、特別利益のその他特別利益がそれぞれ減収となったことが要因である。

総支出は、前年に比較して3億2,472万4,605円減少となった。これは、原水及び浄水費、受託工事費、総係費、資産減耗費、支払利息及び企業債取扱諸費、特別損失のその他特別損失がそれぞれ減少となったことが要因である。

この結果、総収入は29億423万5,477円に対し、総費用は24億9,417万5,741円となり、純利益は前年度と比較して8,869万3,258円減益の4億1,005万9,736円となった。

### 2、資本的収支について（消費税込み）

総収入は前年度と比較して1億2,325万7,291円減収となった。これは、関係市負担金、工事負担金、分担金がそれぞれ減収となったことによるものである。

総支出は前年度と比較して3億2,647万2,268円減少となった。これは、石綿セメント管更新事業費、配水支管整備費は増加したが、配水設備費、工事請負費、原浄水設備改良費、配水設備改良費、事務費、営業設備費、企業債償還金が減少したことによるものである。

この結果、総収入が7,128万7,678円に対し、総支出は10億3,991万8,334円となり、差し引き9億6,863万656円の不足額が生じたが、資本的収支調整額、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金により補てんされている。

### 3、まとめ

(1) 平成27年度は、人口及び給水人口の減少が続いている中、有収水量は増加に転じた。しかし、今後とも人口は減少していくと予測されるので、給水人口及び有収水量の動向を注視して事業を運営していただきたい。

(2) 有収率（年間配水量のうち、料金収入として還元される水量の割合）は90.0%で、前年度と比較して0.3ポイント上昇した。今後も漏水の早期発見と迅速な修理、さらに経年劣化した老朽管の更新に重点を置き、有収率の維持向上に努めていただきたい。

(3) 地震等の大規模災害に備えて、計画的に水道施設の更新を進めていただきたい。なお、石綿セメント管更新事業については、内部留保資金の状況も勘案しながら、なるべく早い時期に更新が終わるように計画的に実施していただきたい。

(4) 自己水施設は、渇水及び災害時に安定して水を供給するための重要な施設である。計画的に自己水施設を更新して、自己水源の確保に努めていただきたい。

(5) 今後の経営環境を見ると、給水収益には多くを望めない中で、老朽化した水道施設の更新や修繕等、課題が山積している。水道事業基本計画（水道事業ビジョン）に基づき、「市民から信頼され続ける水道」の実現を目指して、一層の経費の抑制に努めながら、中長期的な視点に立った計画的な施設の更新及び効率的な事業運営を要望する。

○議長（島野和夫君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

（午前10時58分）

---

○議長（島野和夫君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

（午前11時10分）

---

#### △一般質問

○議長（島野和夫君） 日程第6、一般質問を行います。

---

◇ 中 村 洋 子 君

○議長（島野和夫君） 通告順に従い、中村洋子議員の質問を許可いたします。

中村洋子議員。

○6番（中村洋子君） 議長よりご指名いただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

台風9号、10号はこれからという状況ですが、11号と関東圏を襲い、所沢や入間市に被害を与えました。江川も冠水という状況で、テレビで把握を見ましたけれども、いかがだったでしょうか。長年住んでいて初めての被害というテレビでの中所の所沢の方のお話や、やはり安全と思ってもそのような状況が出るということが、今後も台風や、また大雨の被害ということが予想されます。そういう中でやはり備えなければならない、あらゆるものを出し合って準備しなければなりません。

水道議員になって私も10年になりますが、一般質問を毎議会行ってまいりました。自然災害の影響で停電や断水が最も不安なところです。その点、今回、給水車の増設ということで、1台だった給水車が2台というふうになりました。やはり行政区ごと、あるいは高崎線の東西に分かれて1台ずつ稼働できるということは、非常に前進したのではないかとこのように思います。どのように活用を考えているのか、また市民がどこに行けば給水を受けることができるか、その周知にどのように努力されるのか伺います。件名1、災害時の給水活動について伺うものです。

件名2は、老朽管取替その状況と今後の計画について伺います。

大型事業の圏央道関連による移設配管工事が終了し、あと3件ということで報告がありました。やはり多くの予算を大型工事にとられ、地域の老朽管の取りかえ工事に何か影響が今までは出ていたのかなというふうにも思います。このようにこの工事を急ピッチで進めなければならない箇所がまだまだあるかと思えます。その点伺いたいと思えます。

件名3、技術の研修と職員の状況について伺います。

以前にも、職員が技術向上に努めるためには、やはり研修が必要ではないかということで質問をさせていただきました。企業団の責務である職員の技術向上、この点について再度伺うものです。職員の研修、例えばメーカーの方が来ての新しいいろいろな配管の内容の説明もあるでしょうが、やはり事業者への技術的に見る目線というか、そういった技術もなければきちんとした工事も進んでいかないかと思えます。

そういう点、3項目の状況で伺えたらというふうに思います。よろしく願いいたします。

1回目終わります。

○議長（島野和夫君） 中村洋子議員の1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小高 清隆君） 質問事項1についてお答えさせていただきます。

震災直後における給水活動は、当企業団の拠点給水所となっております4カ所の浄配水場にて給水タンク車等に注水を行い、各指定給水所まで運搬し、応急給水を行うことを想定しております。

震災時には、道路が寸断され、特にJR高崎線を境に東西移動が困難となり、時間がかかることが想定されます。給水タンク車を増設することにより、JR高崎線の東西に1台ずつ車両を配置することが可能となり、効率よく応急給水を行うことができると考えております。

そのほか、本管漏水や濁水時の受水制限等により、広範囲な断水や出水不良等が発生した場合においても、応急給水までの時間が短縮されると考えております。

次に、質問事項3についてお答えさせていただきます。

職員の能力や技術力の向上を目的として、毎年度各種研修に参加いたしております。昨年度の当企業団における研修の状況でございますが、技術研修に当たるものとしては、厚生労働省主催の水道技術管理者を対象とした研修会や、日本水道協会主催の新規採用職員を対象とした水道基礎講座、同じく日本水道協会主催の部門別の研修としまして配管技術、漏水防止、未納料金対策などがございました。さらに、水道技術管理者の資格取得研修にも職員を参加させており、全体では12コース、延べ16名が技術研修を受講いたしております。

また、組織内部においても、特に工事を担当する施設課等では、現場において中堅職員から若手職員へOJTによる技術や知識の習得が行われているところでございます。

そのほか、新製品の採用時には、メーカー等に依頼し、製品の講習会等を開催しております。一例として、今年度より新たに採用いたしました耐震管のGX形ダクタイル鋳鉄管については、7月29日に日本ダクタイル鉄管協会に依頼し、当企業団にて全職員を対象とした講習会を開催いたしました。

地元業者に対しましては、新製品の採用段階において声をかけて講習会等を開催することもございまして、業者の方々に対して新製品の理解や周知及び技術力の向上を図っております。そのほか、指定給水装置工事事業者を対象とした研修会を日本水道協会埼玉県支部を主体として毎年共同開催しており、指定給水装置工事事業者の技術力の維持向上を図っております。

以上でございます。

○議長（島野和夫君） 施設課長。

○施設課長（小島 稔君） 質問事項2につきましてお答えいたします。

圏央道築造工事に伴います配水管布設工事は、現在、平成27年度からの繰り越し工事となっておりますJR高崎線軌道下推進工事を施工中でございます。この工事が完成いたしますと、平成28年度をもってほぼ完了となるところでございます。

平成21年度より実施してまいりました圏央道関連工事の大型事業が終了いたしますので、平成28年度は、石綿セメント管更新事業につきまして、昨年度と比べ工事件数として3件増の12件、工事請負契約額にして1億4,800万円増といたしまして、配水管の耐震化を進めております。

また、造成から長い年月が経過いたしました団地等につきましては、口径50ミリ以下の支管整備として継続して更新しております。漏水が多く発生しました管路につきましても、優先順位を上げて布設替を行っております。

今後につきましては、引き続き他の整備事業とともに支管整備を進め、漏水防止に努めてまいります。

また、団地等の支管整備のほか、行きどまりとなっております水道管をループ化することにより、出水不良、水圧不足の解消を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島野和夫君） 2回目の質問を許可いたします。

中村洋子議員。

○6番（中村洋子君） 1回目で詳しくわかったわけですがけれども、やはり災害についての応急給水という点では、そのところの断水されている地域、その市民が早く給水の手段に出られるという周知、その点についてはどのように用意されているのかという件名1について伺いたいと思います。

また、8月21日に行われました防災訓練の中で、やはり水道の給水車のところに皆さん市民の方が集まっていっぱいいました。そういった中で、給水の臨時の緊急のお水をもらうための袋ということでいただいてまいりましたが、やはりお水を入れると4キロ以上の重さになるということで、そういった点での水の供給についての努力、これから手で持っていくには非常に歩く距離が長い方にとっては負担ということで、ナップザックのようなものもありますというふうなことも説明されておりましたけれども、そういったことがやはり今後改良されていくのかという点でお聞きしたいと思います。

また、どこに行けばその給水のことができるのかという、まあハザードマップに給水の中身、箇所は書いてあると思いますけれども、そういった点もそれぞれ行政区ごとにどのようにされているのかという点を件名1で伺いたいと思います。

また、件名2につきましては、老朽管の取りかえということで、石綿セメント管が34年度までに完了するという水道ビジョンの中での計画があるわけですがけれども、もう既に補助金は打ち切られているという状況の中で、予算を使う中での取りかえという状況になるかと思っています。その石綿管の取りかえの計画はどのように34年度までに終わるのかどうかという点と、また老朽管が埋設してある古い団地、まあ40年以上の団地についての計画は今後どのように進めていくのかという点を伺いたいと思います。

それから、技術の更新については、やはり退職者がいて、若い職員に技術が引き継がれていくのかどうかという点では非常に危惧するところですがけれども、そういった点での日ごろの技術の引き継ぎ、また講習、研修という点ではいろいろお話しされておりましたけれども、やはり工事に当たる業者を検査するという一つの工事の責任者としては、技術更新というのは非常に大切な分野だと思います。そういう点では、今後とも研修に励んでいただきたいと思いますが、今の職員の人数、あるいは若い方の採用という点では今後いかがなんでしょうか。わかりましたらお願いしたいと思います。

2回目、以上です。

○議長（島野和夫君） 中村洋子議員の2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小高清隆君） 初めに、1つ目の災害時の住民に対する応急給水場所などの周知ということでよろしいのでしょうか。

こちらに関しましては、企業団のホームページにまず桶川、北本市内の災害時における給水所のほうを掲載させていただいております。また、定期的に「すいどうだより」、広報紙のほうでございしますが、こちらのほうに掲載をいたしまして皆様に周知を図っているところでございます。また、先日、北本で行われました防災訓練でございしますが、こちらのときに、皆様に「水道のしおり」という冊子をお配りさせていただいたんですが、こちらのほうにも災害時における応急給水場所の図のほう載っております、こちらの冊子は、現在、水道を新たに開栓するお客様に対して開栓時に投函をさせていただきまして、水道企業団について周知を図っているところでございます。

それと、非常時に、災害時にお配りする応急給水の飲料水の袋でございますが、現在、議員さんのほうからご質問あったように、4リットルの手に持つタイプということで、ちょっと女性の方とかは持つとちょっと重たいというご意見のほうも先日の防災訓練等でお伺いをいたしました。こちらにつきましては、現在、4リットルの非常用飲料水袋でかなりストックをさせていただいておりますが、今後、いろいろな皆様のご意見を聞いて、例えばリュックタイプ等もございますので、そういったもののほうがよろしいかどうか検討のほうを進めてまいりたいと思っております。

それと、あと次に、職員が現地へ行って工事等のチェックとか、その研修ということでございますが、こちらに関しましては、現在、工事の担当職員のほうが現場へ行き、安全管理が適切に行われているか、また設計図書に沿って施工されているか等の確認を行っております。そのほか、現場代理人のほうから提出されます工事日報にて、その日の作業内容や工事の進捗状況のほうを確認しております、工事内容のチェックのための研修というのは特になく状況でございます。

しかしながら、新たに配属となりました職員につきましては、先輩職員のサポートを受けて実施設計のほうを行いまして、またその現場を直接担当することにより、工事内容をチェックするスキルが身につくものと考えております。

以上でございます。

○議長（島野和夫君） 施設課長。

○施設課長（小島 稔君） 石綿セメント管更新事業につきましては、目標年度であります平成34年度完了に向け、事業を進めております。耐震継ぎ手構造の管種に更新することで、地震災害に強い管網整備に努めております。また、更新にあわせ、これまでの漏水発生状況の大部分を占めております各家庭へ引き込まれております給水管につきましても、同時に布設替をすることにより漏水防止を図り、有収率の維持向上に努めてまいりたいと考えております。

団地を対象といたしました50ミリ以下の支管整備でございますが、管路更新につきましては、近隣住民の方々のご協力を得ながら、複数年かけ継続して実施しております。計画いたしました団地以外で漏水が多発いたしました場合には、予定を変更して漏水多発の団地を優先的に順位を上げて更新、支管整備を進めていくこととなります。

今後につきましても、地震に弱いとされております石綿セメント管更新に力を注ぎまして、石綿更新につきましては目標年度完了を目指し、また企業団全体の整備事業、財政状況を見

ながら順次進めてまいりたいと考えております。

また、この財政状況によりましては、これまで支管整備、団地単位で行っておいりましたけれども、実際にはその団地の中で漏水が多発する路線というものが特定されてきた場合には、財政状況にもよりますけれども、団地全体の更新が難しくなってきた場合には、路線ごとの更新ということも考えていかななくてはならないと思っております。

以上でございます。

○議長（島野和夫君） 以上をもちまして、中村洋子議員の質問を終了いたします。

---

◇ 新 島 光 明 君

○議長（島野和夫君） 次に、新島光明議員の質問を許可いたします。

新島光明議員。

○8番（新島光明君） 議席番号8番、新島でございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど、先番議員さんからも、ことしの先日の台風の話がありました。実はこの江川、今回これから質問しようとする江川ですけれども、実は私がおの近くに住んでいまして、桶川の洪水マップ上でいいますと、まあ唯一と言っていいほど人口密集地の中でブルーの色を塗ってあるのは、実は私が住む団地及びその周辺なんですね。そういう意味で、江川のこういう問題については、非常に自分自身だけじゃなくて地域の人も関心を持っていまして、そういう中で、昨年7月16日に台風11号の江川の増水で女子高校生が亡くなったという非常に痛ましい事故がありました。そういう状況の中で、県も何とかしなければならぬだろうということで、今回の江川の調整池の工事というふうになってきたんだろうというふうに思います。そういう意味で、地域に住む1人としても、今回のこの工事については非常に関心を持っておりますし、大いに期待をしているものなのでございます。

ところで、この工事を見たときに、これ私も3月時点ではちょっとわからなかったんですけども、その後、いろいろな方の中で、企業団が所有する水道管が調整池の予定地を通過して、なおかつ江川も超えていると、渡っているという話がありました。そうなったときに、この布設替がもし必要になったときに、費用的にどのようなようになるのかなという思いがあって、今回の質問をさせていただくものでございます。

質問事項として、1として、埼玉県が行う桶川市川田谷地内の江川調整池整備事業に伴う

同地内に設置される水道施設への影響及び今後の対応についてということでございます。

(1) として、江川調整池整備事業予定地内に設置された水道施設の概要、施設の口径、長さ、設置年及び耐用年数及び構造等についてお伺いをさせていただきます。

2点目としまして、江川調整池整備事業を実施する県との調整状況について伺うものでございます。

3点目、江川調整池整備及び江川の川幅の拡幅、22メートルと言われてはいますが、予定されていると言われてはいますが、水道施設にどのような影響が考えられるのかをお伺いをします。

4点目は、水道施設は市道及び江川を管理する県の占用許可等を得て設置していると思いますが、市道が廃止されたり、それでまた今後の事業の進捗では、調整池として県有地への移管も考えられる。このような場合、県との占用許可や、工事に伴い埋設場所の変更等になるのか否かということですね、この点について調整されているのかどうかお伺いするものです。

5点目、今回の水道施設の建てかえは、県事業の発端から出発していることになるわけですが、現在の市道への埋設が調整池下への埋設へと変更されることも想定されているというふうに私は思います。また、江川の拡幅は多分確実であろうと。江川をまたぐ水道管の建てかえは確実となるということから、このような場合の建設費用の負担割合はどのような取り決めとなっているか、または法的な定めはどのようになっているのかお伺いするものです。

6点目、企業団の負担となった場合、財源をどのように考えているのかをお伺いします。

最後に7点目、現時点での県との調整の中で考えられる水道施設の建てかえ費用はどの程度考えられるか、概算で結構ですので教えていただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（島野和夫君） 新島光明議員の1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

施設課長。

○施設課長（小島 稔君） 質問事項、江川調整池整備事業に伴う水道施設への影響及び対応につきましてお答えいたします。

答弁に先立ちまして、議長に資料の配付の許可をいただきたいと思います。

○議長（島野和夫君） 資料配付の許可をいたします。

[資料配付]

○施設課長（小島 稔君） お手元にお配りいたしました資料は、調整池予定地及び既設水道管の埋設状況を示した地図でございます。

改めましてご質問にお答えいたします。

質問要旨は関連しておりますので、一括してお答えさせていただきます。

調整池予定地といたしましては、桶川市立桶川西中学校東側、桶川市道1号線、63号線、3178号線及び3213号線に囲まれた範囲となっております。

既設水道管といたしましては、調整池の中に含まれます市道3102号線に昭和51年に布設いたしました浄水場間を結びます連絡送水管、口径500ミリメートルのダクタイル鋳鉄管が延長220メートル布設されております。また、配水管といたしまして、同じく昭和51年に布設いたしました口径500ミリメートルのダクタイル鋳鉄管が連絡送水管と並行して布設されており、市道3102号線には口径500ミリメートルの水道管2本が江川を越して布設されております。

江川を越すに当たりましては、河川管理者である北本県土整備事務所から河川占用の許可を受け布設しておりますが、占用許可条件の中に、占用物については、河川に関する工事のため占用物件の移転等の命令を受けたときは、占用者の負担で義務を履行することとされております。仮にこの条件のもとで移設、撤去工事となりますと、工事費用については億を超越するものと思われまますので、事業経営の新たな負担としての影響は避けられません。あわせて、発注に至るには工事期間の確認調整が必要となりますことから、今後、県並びに関係機関等との事前協議が重要であると考えております。費用負担を含め、協議を重ねて詰めていきたいと考えております。

また、耐用年数といたしましては、建築設備配管分科会報告書では、鋳鉄管の耐用年数は60年という報告が出されております。

調整池整備に伴います県との連絡調整でございますが、5月14日に北本県土整備事務所河川担当課長が企業団に来まして、江川調整池の整備計画についての話を伺いました。このときの話では、調整池整備の計画があるということだけで、スケジュール等については未確定であるということでした。

これまでの県の進捗状況といたしましては、測量設計、地質調査が7月末に終了しており、その後の基本設計について8月上旬に契約を取り交わしたという話を聞いております。この基本設計において、調整池の範囲や規模が確定してくるとのことでした。したがって、

現時点では、水道施設への影響につきましては不明確でありますことから、移設ルート、費用等につきましては調整、算出はしておりません。基本設計が完了いたしますと、実施設計へと進むこととなりますので、基本設計の段階で連絡を取り合い、協議調整していただくよう申し入れをいたしております。

以上でございます。

○議長（島野和夫君） 2回目の質問を許可いたします。

新島光明議員。

○8番（新島光明君） 答弁ありがとうございます。

まあ正直言いまして、予想されたご答弁なのかなということ、まだ決まっていないということでございますので、多少残念な気持ちでございます。ただ、これは企業団だけの問題ではなくて、県の方向性がまだ未確定という状況、現状の中で、そういう中ではいたし方ないのかなというふうに思っております。

私としましては、正直まだ使える施設を、県の事業であるこの調整池の設置のために建てかえなければならないということで、億を超えるだろうと言われる費用を企業団が負担しなければならないということだけは何としても避けていただければなというふうな思いでございます。ただ、先ほどのご答弁の中でも、占用許可要件の中で、直接的なそれを解釈すると大変厳しい状況も伺えるところでございますけれども、くどいようですけれども、少しでも企業団の負担軽減のために、担当者はもちろんですけれども、企業長さん以下、ぜひご努力をお願いしたいなというふうに思うものでございます。これは要望でございますので、この点についてはご答弁は必要ありません。

ただ、1点だけお答えいただければというふうに思うものでございます。というのは、今回のことで県が調整のために企業団に来られたのが5月14日というお話がありました。しかし、皆さんもご案内のように、新聞報道は4月15日には既にされているわけですよね。また、実は私事で大変恐縮ですけれども、桶川市の3月定例会の中で、まあこのことを前提にしたというわけではないんですけれども、質問をさせていただく中で、県では9月議会の中で既に調整池の検討を行っている旨の答弁があるということで、2月29日に調整池整備に向けた補正予算が議決されたというご答弁も実はあったんですよね。にもかかわらず、新聞報道からしても1カ月以上おくられていることと、あるいは県議会の中で正式に答弁したのが2月29日とするならば、まあ答弁というか議決しているとするならば、関連する企業団の議員としても非常に信じられないという思いでございます。なぜ遅くなったのか、もしわかりましたら

ばお聞きしたいのと、ご答弁がなかなか難しいと思いますけれども、このような状況でどのように思われていらっしゃるのか、担当者の方の率直なお気持ちをお伺いできればというふうに思います。

以上で2回目の質問とさせていただきます。

○議長（島野和夫君） 施設課長。

○施設課長（小島 稔君） 新聞報道から一月おくれで河川担当課長が企業団にお越しになって、調整池の話をお伺いしたと。一月おくられていることについて、企業団、担当施設課長としてどう考えているかということだと思えます。

その後、県土整備の担当者と話をしておりましたけれども、測量設計そのものの工期が7月末までの工期であったため、測量設計中のことでありまして、江川にかかっております水道管が支障になるのか不明確であったために、企業団への協議調整の時期がおくらてきたものと思っております。しかしながら、上水道管が江川を越しておりますことは、外から見ましても、誰が見ても容易にわかることですので、支障の有無にかかわらず、もっと前もって情報をいただければよかったのかなと思っております。

また、現在、県のほうで8月上旬に契約を取り交わしたと話を聞いております基本設計におきましては、基本設計の中で建設構造物の形態等が把握され、整理されました段階では、当然のことながら協議調整をしていくような形になると思っておりますので、企業団のほうからも進捗状況等についてはこまめに県に確認して話を詰めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島野和夫君） 以上をもちまして、新島光明議員の質問を終了いたします。

---

◇ 北 原 正 勝 君

○議長（島野和夫君） 次に、北原正勝議員の質問を許可いたします。

北原正勝議員。

○2番（北原正勝君） 議長より発言の許可をいただきましたので、平成28年第2回桶川北本水道企業団議会定例会における一般質問をさせていただきます。

件名1、水道事業基本計画、俗称、地域水道ビジョンと言われておりますが、この見直しについてお尋ねいたします。

市民の暮らしや都市活動を支えるライフラインとして、いつでも安全な水を安定的に供給できるように、平成20年3月に平成20年度から平成29年度までの10カ年を計画する水道事業

基本計画（地域水道ビジョン）が策定されました。この計画に基づいて、今現在、水道事業経営に取り組んでいると理解しております。一方、途中の事業環境の変化を踏まえた整備計画と財政計画、俗に言うアセットマネジメントの見直しを行う中で、平成24年3月の改訂版につながっていると理解しております。

一方、このたび、このような経過を踏まえた上で、今般、本計画のさらなる見直しが行われました。この見直しの背景理由等を2つのポイントでお尋ねします。

1つは、見直しに至った理由は何か。特に業務面と財政面の切り口があると思います。この切り口からお尋ねいたします。

要旨2として、状況を受けて、水道事業基本計画（地域水道ビジョン）並びに本年度事業計画に反映される事項は何かあるのか。

以上が件名1の要旨でございます。

件名2、水道事業に於ける災害対策について。

水は、生命を維持するだけでなく、市民生活や経済活動を支える重要なライフラインであり、水道事業における災害対策は水道事業の重要なテーマの一つとして理解をしております。熊本地震は、地震災害はどこでも起き、減災への事前の取り組み、災害発生時の危機管理の重要性を改めて認識させられました。このような観点から、当桶川北本水道企業団の災害対策状況についてお伺いいたします。

要旨1、減災への取り組み。

これについては既にやられていると思いますが、今どのような状況になっているかという視点でのお尋ねです。ポイントは、1つは施設及び配水管の耐震化、2、飲料水及び緊急用連絡管の確保、3、非常発電設備及び防災倉庫、4番目、防災訓練及び広報活動、これに関しては一部中村議員とダブっているところがございますので、回答に当たってはその辺を留意していただければ結構です。

要旨2、危機管理について。

災害発生時における本企业団の役割、機能、特に本企业団は一部組合として広域行政の一つとしてやられています。そういった意味で、こういった場合というのはどういう形になるのかという視点からお尋ねするものです。

②としては、業務継続計画、ビジネス・コンティニューイティイー・プランというのはございますが、これはどこの市町村でもやられておりますが、当然企業団も行政の一つとしてこれは作成されているのかなと思いますので、作成状況をお尋ねします。

3番目に、北本市及び桶川市並びに地域との連携、非常時における連携方法は事前に決められているのかなど、どんなふうなことを考えているのかお尋ねするものです。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（島野和夫君） 北原正勝議員の1回目の質問が終了しました。

執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小高清隆君） 質問事項1の要旨（1）及び（2）について、一括して答えさせていただきます。

今回の基本計画改訂における水需要予測では、目標年度である平成42年度の1日最大給水量は、平成26年度実績との比率で、高位推計で約10%減少、低位推計では約20%減少という非常に厳しい予測結果となりました。そのような中、水道施設の老朽化は進んでおり、今回の改定にあわせて行いましたアセットマネジメントによる更新需要の試算では、施設の延命化などを考慮した場合でも、今後100年間における更新費用は1年当たりに換算すると約12億円となり、当企業団の3カ年の平均建設改良費9億円と比較すると、約1.3倍の金額となりました。

また、水道ビジョン計画期間内における財政計算を行ったところ、平成34年度には損益が逆転し、資金残高についても平成31年度には事業経営に必要な資金10億円を下回る試算結果となりました。

これらの課題に対処するためには、将来の更新需要を見据えた上で、施設の延命化や統廃合、管路のダウンサイジングなどコスト縮減に努めて計画に反映することが重要であると考えております。このことから、本計画では水需要の減少予測にあわせて平成37年度に石戸浄水場を廃止する方針といたしました。また、収益及び資金残高を確保するため、平成32年度に料金改定を見込んで財政計画を策定しております。

なお、本年度の事業計画につきましては、基本的には旧基本計画に基づき行っているところでございますが、今回の補正予算にて上げさせていただきました中丸浄水場の非常用発電機設備更新につきましては、新たな基本計画に計上されております施設整備事業となっております。

次に、質問事項2の要旨（1）の④についてお答えさせていただきます。

防災訓練につきましては、両市の防災訓練や埼玉県企業局の応急給水装置設置訓練等に参加するほか、企業団として職員の招集訓練や応急給水訓練を行っております。招集訓練は、

全職員を対象として実施日を伏せて行っており、応急給水訓練については、毎年度訓練内容を変えて行っております。

広報活動としましては、両市の防災訓練等において給水タンク車や耐震管の模型の展示、非常用飲料水袋の配布等を行い、災害対策や応急給水活動についての取り組みについて市民にPRさせていただいております。

また、災害時における拠点給水所や指定給水所につきましては、先ほどのご答弁のほうでも申し上げましたが、企業団ホームページに掲載するほか、定期的に広報紙「すいどうだより」へ掲載し、市民の皆様への周知を図っております。

次に、質問事項2の要旨（2）についてお答えさせていただきます。

災害発生時の当企業団の役割及び機能でございますが、災害時における市民の基本的な生活を確保するため、生活維持に特に重要である飲料水の確保及び迅速な供給を実施することと考えております。また、最低必要量であります1人1日3リットルを確保できない場合は、両市の防災計画では、相互応援協定等に基づく緊急調達や、県に応援を要請することとしておりますが、当企業団では日本水道協会の災害時相互応援要綱等に基づき、他水道事業者へ応援要請を行い、応急給水活動を実施することとしております。

災害初期は、各避難所まで給水タンク車にて飲料水を運搬し、応急給水を行う必要があるため、両市と連携、協力して給水計画を樹立し、さらに各避難所の情報提供を受けて応急給水を行うことが重要と考えております。また、地域の自治会等との連携につきましては、飲料水以外の物資等の供給もございますので、両市を通して行う形になるのではないかと考えております。

最後に、業務継続計画（BCP）につきましては、未策定の状況でございます。現行の震災マニュアル等の見直しを進める中で、今後策定について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島野和夫君） 浄水課長。

○浄水課長（河野宏之君） 質問事項2、要旨1の①から③につきまして順次お答えさせていただきます。

初めに、浄配水場の施設は、平成16年度及び17年度に中丸浄水場のRC配水池、平成20年度には川田谷浄水場のRC配水池と電機室、平成22年には中丸浄水場の接触池とろ過機の耐震補強工事をそれぞれ実施してまいりました。今年度の計画はありませんが、今後の計画と

いたしまして、川田谷浄水場、加納配水場にありますP C配水池の耐震診断調査を順次行い、結果に応じた補強工事等を行う予定です。配水管につきましては、管路更新とあわせて耐震性を有する配水管に布設替を行っております。

次に、飲料水及び緊急用連絡管につきましては、川田谷浄水場と加納配水場にありますP C配水池からの流出口には緊急遮断弁が設置されております。震度6以上の地震を感知した場合、その緊急遮断弁が起動し、全閉する仕組みが設定されており、P C配水池内の飲料水は流出することなくストックされた貯水タンクとなり、自然流下で供給することができます。

平成8年度には北本市深井3丁目地内において鴻巣市の配水管口径300ミリと、平成11年度には桶川市神明1丁目地内で上尾市の配水管口径300ミリと接続しており、隣接水道事業者との緊急用連絡管により、飲料水の融通が可能となっております。

次に、非常発電設備につきましては、石戸、中丸、川田谷、加納の4浄配水場に全て設置しております。東日本大震災の計画停電時には、その機能を発揮し、断水することなく給水することができました。防災倉庫には、石戸浄水場を除き備えがあります。備蓄品の点検、補充はもとより、必要な資機材等を検証し、さらに充実を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島野和夫君） 2回目の質問を許可いたします。

北原正勝議員。

○2番（北原正勝君） それでは、件名1に関してですが、非常に中長期の大きなビジョンと  
いうか、整ったものが出ていますが、当然水道企業団だけではこれはやれなくて、北本市、  
桶川市の総合計画ですね、それがどうなっているか、そういった要素も加味しないと、なか  
なかこれはできるものではないのかなと思います。その件はどう考慮されているのかお尋ね  
します、1点目。

もう一つは、長期の財政面の予測は大変厳しいものがあるということで、全くそのとおり  
で、先ほどお答えになったようなコスト軽減策と料金アップ等の収入アップ策の両面でやる  
と。加えて、それだけじゃなくて、やはり広域行政というのがここは水道事業の大きな特徴  
ですから、極端な話、やはりもうちょっと大きな広域事業という見直し、先ほど説明があ  
りましたが、約十四、五万人の需要のマーケットサイズですね、本当に全国的にどういう状態  
なのか、よく私わかんないんですが、そういったこともやっぱりゼロベースで考えて、これ  
からの調査研究という形のテーマとしてやっていただきたいなど、これは要望でございます。

それで、水道事業による災害対策ですが、実は渇水時の対応ということで、この間来たと

きに看板がかかっていた。その後どういう状況になっているのかなということで、これは一言お願いいたします。

以上です。

○議長（島野和夫君） 北原正勝議員の2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小高清隆君） 2回目の質問にお答えさせていただきます。

水道事業基本計画（地域水道ビジョン）の見直しについて、北本市、桶川市の総合振興計画は考慮されているのかでございますが、今回改定を行いました地域水道ビジョンは、桶川市の第5次総合基本計画、こちら平成23年4月策定のもと、北本市の第4次北本市総合振興計画基本構想後期基本計画、こちら平成24年3月策定のものでございますが、こちらにおけます上水道の主要施策と整合性を図りながら基本計画のほうは策定いたしております。しかしながら、財政計画の基本となります給水人口につきましては、こちらは独自に推計を行って算出をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（島野和夫君） 浄水課長。

○浄水課長（河野宏之君） 渇水時の取り組みと現状の状況についてのご回答を申し上げます。

ことしの5月27日、埼玉県企業局が中心になりまして、県内全域の水道事業体の担当者会議が開かれました。そこで一番最初には、8ダム、要は奈良俣、矢木沢、下久保といった8ダムのダムの貯水率が今まで以上に芳しくない。それで、ことしの夏はもう間違いなく渇水状態になるので、その点では市町村の水道事業体に対しては、皆さん自己水の保全に関して努力をしてくださいというお話をいただきまして、その後、企業団にある井戸水の試運転を今日まで行ってきました。

それと、あと6月15日には、利根川系で要は取水制限、10%なんです。それが施行され企業団で渇水対策本部を立ち上げました。企業団は今現在、市内配水量は4万5,000トンでございます。県水の受け入れが今のところ3万7,000トンでございます。自己水に関しては1万3,000トンでございますので、企業団の配水能力からすると1日当たり約5万トンを供給することができますので、約5,000トンの余裕水量が今現在あるということになります。

以上をもちまして、ご回答のほうを終わりとさせていただきたいと思っております。

○議長（島野和夫君） 以上をもちまして、北原正勝議員の質問を終了いたします。

これにて一般質問は全て終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

(午後 0時06分)

---

○議長（島野和夫君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

(午後 0時59分)

---

△第6号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（島野和夫君） 日程第7、議案の質疑、討論、採決を行います。

第6号議案 専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（島野和夫君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第6号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（島野和夫君） 起立全員です。

よって、第6号議案 専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について）は、原案のとおり承認されました。

---

△第7号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（島野和夫君） 次に、第7号議案 専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（島野和夫君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第7号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（島野和夫君） 起立全員です。

よって、第7号議案 専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について）は、原案のとおり承認されました。

---

△第8号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（島野和夫君） 次に、第8号議案 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（島野和夫君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第8号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（島野和夫君） 起立全員であります。

よって、第8号議案 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

△第9号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（島野和夫君） 次に、第9号議案 桶川北本水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（島野和夫君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第9号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（島野和夫君） 起立全員であります。

よって、第9号議案 桶川北本水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

△第10号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（島野和夫君） 次に、第10号議案 平成27年度桶川北本水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

質疑の通告がありましたので、質疑を許可いたします。

通告1番、中村洋子議員の質疑を許可いたします。

中村洋子議員。

○6番（中村洋子君） 第10号議案 平成27年度桶川北本水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について質疑をいたします。

監査委員の方のこちらの意見書をもとに質疑をさせていただきます。監査委員の方には感謝申し上げます。

4ページにあります特別損失という言葉は、毎年の会計年度の中で、あれ、出てきたかなというふうに思いましたので、特別損失という形では、会計年度、例えば5年に1回とか3年に1回ということでこのような処分をされるのかどうかというところも含めて質疑をさせていただきたいと思いました。詳しく説明していただければと思います。

それから、同じく意見書の7ページですけれども、建設改良工事について、事業費が減少しているという状況が見てとれるんですけれども、減少した事業費についてどのような要因があったのかというところをお聞きしたいというふうに思います。

それから、9ページの自己水施設についての所見があるわけですが、やはりこういった湧水の場合には井戸水に頼るという状況もありますけれども、メンテナンスの点とか、石戸浄水場は閉鎖していくんだという計画もある中で、自己水の水源の確保に努めていただきたいという監査のこの所見についてどのように考えているのかお聞きしたいと思えます。

以上です。

○議長（島野和夫君） 中村洋子議員の1回目の質疑が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小高 清隆君） 初めに、議案質疑の1つ目、特別損失はどんなとき処理するのかについてお答えさせていただきます。

通常の水道事業の経営活動に伴い発生する費用は、人件費、委託料、修繕料、動力費、受水費などでございますが、これ以外の特別な要因で発生した臨時的な費用については特別損失にて処理をいたしております。具体的には、固定資産売却時の評価損や災害による損失、過年度損益修正損などがこれに該当いたします。

平成26年度については、会計制度変更に伴いまして、過年度の期間に該当する引当金として、賞与引当金、貸倒引当金、退職給付引当金を特別損失にて処理いたしております。

平成27年度については、除却漏れが判明した資産の固定資産除却費を特別損失にして処理をいたしております。

次に、質疑の2つ目、建設改良工事について、事業費の減少の要因の説明でございますが、こちら建設改良事業費を税抜きで前年度と比較いたしますと、2億9,737万5,905円、30.7%の減少となっております。

こちらの主な減少の要因でございますが、補足説明のほうでも少し申し上げましたが、圏央道関連工事が一段落したことにより、配水設備費で7件から1件に、工事請負費で6件から2件に圏央道関連工事が大きく減少となりまして、この2つの科目にて1億6,600万円ほど前年度より工事費が減少となっております。

このほか、前年度は第11号取水井改修工事1億1,490万円など浄水場の大きな改良工事がございますが、今年度はなかったことにより原浄水設備費が大きく減少、また前年度は水道料金システムやマッピングシステムが更新時期を迎えたため電算機の更新がございましたが、今年度は電算機等の大きな備品の購入がなかったことにより備品購入費が大きく減少となっております。

このような要因により、建設改良費全体では前年度より3割ほど減少となったものでございます。

以上でございます。

○議長（島野和夫君） 浄水課長。

○浄水課長（河野宏之君） 決算審査意見書の9ページの自己水施設の更新について、このことについてお答えいたします。

取水井は、渇水及び災害時における安定給水として大変重要な自己水施設と考えております。現在、合計で16本の取水井がございます。このうち、中丸浄水場につきましては、平成24年度に9号井、平成25年度におきましては14号井、平成26年度におきましては11号井の更新工事を行って整備してまいりました。

通常のメンテに関しましては、毎日のくみ上げ水量が激減するとか、そういう変化があると、要は井戸のポンプはおかしいとか、井戸の調子が不具合いとか、そういう確認は常時行っております。

引き続き、水道事業基本計画に基づき、財政状況を踏まえながら計画的に工事を行い、自己水源の確保に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島野和夫君） 2回目の質疑を許可いたします。

中村洋子議員。

○6番（中村洋子君） 特別損失についての内容というところでは、固定資産売却とか、また事業費に該当しないところでの損失についてこちらに入れたということがあったんですけども、その見直しというのは毎年されているのかどうか、そこはこの会計年度の中で1年ごとにそのように行われているのでしょうか。

また、これとは別に特別利益というところもあるわけですが、これも同じように考えていいのか、2回目お聞きしたいと思います。

また、事業費の減少については、やはり圏央道の工事が終了したということで大きく減少になっているということはわかりました。計画的にやはり事業の更新、老朽、配置がえの更新ということで努力をお願いしたいというふうに思います。

また、自己水についての取水井戸の更新については、やはりとまってからでは遅いという状況の中で、こまめにメンテナンスのほうを引き続きやっていただきたいということを要請して終わりたいと思います。

○議長（島野和夫君） 総務課長。

○総務課長（小高清隆君） 2回目の質疑に答えさせていただきます。

特別損失について毎回見直ししているのかというご質問でございましたが、特別損失につきましては、あくまでも通常の水道事業の経営で発生する費用以外の特別な要因で臨時的に発生した費用でございまして、そのときそのとき特別な理由で発生するものでございまして、特に内容の見直しというものはございません。

また、特別利益につきましても特別損失と同じような考えでございまして、通常の事業運営で入る利益以外の臨時的に発生する収益、例えば平成26年度については、会計制度の変更に伴いまして、実は修繕引当金をかなり5億円近く積み立てておりましたが、これの大部分の取り崩しを行いまして、これは臨時的に発生した収益でございますので、こちらを特別利益として収入として計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（島野和夫君） 浄水課長。

○浄水課長（河野宏之君） 取水井のメンテに関しましては、ポンプは容量が決まっておりますので、1時間当たりにくみ上げる量がほぼ一定でございます。先ほども言いましたように、急にくみ上げの量がおかしくなると、ポンプが悪いのか、あるいは井戸の本体のほうに不具合があるのか、それが瞬時に判断できることが可能になりますので、そういう現象が起こったときには緊急で修繕工事を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（島野和夫君） 以上をもちまして、中村洋子議員の質疑を終了いたします。

続いて、通告2番、佐藤正廣議員の質疑を許可いたします。

佐藤正廣議員。

○3番（佐藤正廣君） 2点ほどお尋ねしたいと思います。

参考資料の22ページから23ページのところで、ここは業務分析表のところになるんですけども、それからもう一つは、今回渡されました水道事業年報のほうでいきますと、66ページの給水原価構成表というのがあるんですけども、これに関連して質問をしたいと思えます。

特にこの給水原価表を見ますと、平成27年度の供給単価は前年よりも相当大幅に引き下がっている、こういうふうに出ています。それで、県平均に比べても供給単価は約7円、それから類似の事業体との比較をしますと、給水単価のほうでは4.5円ほど割高になっている。そういう点で、ここの給水単価をどう下げるかというところでの取り組みとしては、入ってくる、受け取っている水の割合は県水の比率が非常に高いので、県水を何とか引き下げてもらうなど、何らかの形によりまして供給単価を下げていくような方策はとれないのか、このことについてお考えを伺いたい。

それから、それに対して給水原価のほうは、特にこの64ページのところで、26年と27年度に長期前受金戻入の関係もありまして、減価償却のところは前年に比べて大変低くなってい

るということですが、そういう点ではこれが本当に実際単価の上で現実問題としてここまで引き下がっているのか、それとも会計的な変更による問題なのかというところで、いずれにしても、こういう点での給水原価を下げるための取り組みについて、今後どういうふうに取り組んでいくのかお伺いしたい。

以上2点についてご質問いたします。

○議長（島野和夫君） 佐藤正廣議員の1回目の質疑が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小高清隆君） 初めに、議案質疑の1つ目、県水の比率が高いので、県の単価引き下げなどを要望できないかについてお答えさせていただきます。

埼玉県営水道の県水の単価につきましては、平成11年度以前は内税で86円10銭となっておりましたが、平成11年4月1日より、広域第一水道と広域第二水道に分かれておりました県水単価が統一されまして、現行の単価である税抜きで61円78銭となり、現在まで料金改定がされていない状況となっております。

県水の単価は3年ごとに見直すこととされておりますが、この17年間は現行の単価が維持されております。しかしながら、今後は現在建設が進められております八ッ場ダムの建設費用や、各浄水場に段階的に導入が計画されております高度浄水処理施設の費用が県水単価へ転嫁されることも考えられます。このようなことから、現状において県水単価の引き下げを要望することは難しいと考えております。

次に、質疑の2つ目、給水原価引き下げのための取り組みについての考えについてお答えさせていただきます。

平成27年度の給水原価につきましては、平成26年度の会計制度の変更に伴いまして、原価構成費用から長期前受金戻入を控除することとなったため、議案の補足説明のほうでも申し上げましたが、平成27年度は例年と比べ大きく下降し、151円70銭となりました。しかしながら、こちらを従来の計算方法で計算いたしますと166円70銭となりまして、ほぼ例年並みの給水原価となっております。

給水原価を構成する費用としましては、大きなものは受水費、減価償却費で、そのほかに給与費、委託料、修繕費、動力費などがございますが、給水原価の引き下げのための取り組みと申しますか、将来の原価上昇を抑制するためには、将来の水需要に見合った施設の更新が非常に重要であると考えております。将来の水需要に合わせて施設の統廃合や管路のダウ

ンサイジング等を行うことにより、工事費を削減して減価償却費を抑制し、また施設の維持管理に係る修繕費や委託料、配水に係る動力費なども削減されることとなります。

また、給水原価は、給水原価構成費用、こちら総費用から特別損失や受託工事費、長期前受金戻入などを除いたものでございますが、こちらを年間の総有収水量で割って算出するため、有収率が上昇しますと収益とならない配水量が減少し、その分、浄水や配水に係る費用が減少となるため、給水原価は下降いたします。

今後も、水道事業基本計画に基づきまして、中長期的な視点に立った計画的な施設更新を進めることにより、事業費を抑制し、さらに石綿セメント管を初めとする老朽管の更新を計画的に行い、有収率の向上を図りまして給水原価の抑制に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島野和夫君） 2回目の質疑を許可いたします。

佐藤正廣議員。

○3番（佐藤正廣君） 26年度以前の計算方式になると、167円と言いましたよね。167円何銭ということになるということですがけれども、この辺の特に給水原価、あ、こんな何か安くなったということが皆さんにこういう形で知らされるということになると、何か一定の誤解も生まれるのかなというところで、もう少しそこのところの丁寧な説明というか、それを少し要望いたしまして、私の2回目の質問を終わります。

○議長（島野和夫君） 要望でよろしいですか。

○3番（佐藤正廣君） はい。

○議長（島野和夫君） 佐藤正廣議員の質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（島野和夫君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第10号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（島野和夫君） 起立全員であります。

よって、第10号議案 平成27年度桶川北本水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算認定については、原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

---

△第11号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（島野和夫君） 次に、第11号議案 平成28年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（島野和夫君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第11号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（島野和夫君） 起立全員であります。

よって、第11号議案 平成28年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

△第12号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（島野和夫君） 次に、第12号議案 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案は、岡田忠監査委員の一身上に関する件でございますので、退席を求めます。

〔監査委員 岡田 忠君退席〕

○議長（島野和夫君） お諮りいたします。

本案は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（島野和夫君） ご異議なしと認めます。

これより第12号議案を採決いたします。

本案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（島野和夫君） 起立全員であります。

よって、第12号議案 監査委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意す

ることに決定いたしました。

岡田忠監査委員の復席を求めます。

〔監査委員 岡田 忠君復席〕

○議長（島野和夫君） ただいま監査委員に選任されました岡田忠監査委員に就任のご挨拶をお願いいたします。

○監査委員（岡田 忠君） このたび、引き続き桶川北本水道企業団監査委員に就任させていただきます岡田忠でございます。

地方公営企業におきます監査の重要性は、これまで以上に高まっております。監査委員として、微力ではございますが誠実、公正に職務を行ってまいりたいと存じますので、何とぞよろしくご指導賜りますようお願い申し上げます。

誠に簡単ではございますが、監査委員の就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。（拍手）

---

#### △水道事業行政視察について

○議長（島野和夫君） 日程第8、水道事業行政視察についてを議題といたします。

お諮りいたします。水道事業の調査研究のため、会議規則第157条の規定に基づき、当企業団議会議員全員を岩手県一関市水道部及び岩手県の岩手中部水道企業団に平成28年10月13日から14日まで2日間派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（島野和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中に当企業団議会議員全員を岩手県一関市水道部及び岩手県の岩手中部水道企業団に派遣することに決定いたしました。

---

#### △特定事件の閉会中の継続審査の申し出について

○議長（島野和夫君） 日程第9、特定事件の閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から所管事項につきまして、会議規則第102条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（島野和夫君） ご異議なしと認め、議会運営委員会委員長からの申し出につきまして  
は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

△閉会の宣告

○議長（島野和夫君） 以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

これにて平成28年第2回桶川北本水道企業団議会定例会を閉会いたします。

大変にご苦労さまでした。

（午後 1時31分）



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 島 野 和 夫

署 名 議 員 佐 藤 正 廣

署 名 議 員 島 村 美 貴 子



参 考 资 料



## 議 案 の 審 査 結 果

### 企業長提出議案

議 案 番 号	件 名	審 査 結 果	
		月 日	結 果
6	専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について）	8月25日	原案承認
7	専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について）	8月25日	原案承認
8	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について	8月25日	原案可決
9	桶川北本水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について	8月25日	原案可決
10	平成27年度桶川北本水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について	8月25日	原案可決 及び承認
11	平成28年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について	8月25日	原案可決
12	監査委員の選任につき同意を求めることについて	8月25日	原案同意

